

各対象施設管理者様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課地域支援担当課長

高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の実施について(通知)

日ごろから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、道では、国からの通知「新型コロナウイルス感染症が五類感染症に位置づけられた後の高齢者施設等における検査について」(令和5年3月24日付け厚生労働省事務連絡)に基づき、本年度においても、次のとおり集中的検査を実施することとしましたので、お知らせします。

つきましては、本検査の実施を希望される場合、期限までに調査電子フォームに必要事項を入力の上、回答してください。

記

1 集中的検査の実施内容

- (1) 対象者 施設等の従業員及び新規入所者(いずれも無症状)
- (2) 検査方法 抗原定性検査(検査キットによる自己検査)
- (3) 検査頻度 1週間に2回
- (4) 実施期間

当面の間、感染拡大のおそれがある時期に実施することとし、具体的な期間については、都度、当課からお知らせします。

なお、今年度第1回目については、感染拡大が想定されるゴールデンウィーク後の4週間とし、実施希望施設のうち、令和4年度に集中的検査を実施した施設で検査キットの未使用分がある施設については、その分を使用し、令和5年5月8日から定期的な検査を開始してください。それ以外の施設については、道から5月中旬から下旬頃に配布される検査キットが到着次第、順次開始してください。

(5) 陽性反応が生じた場合の取扱い

5類移行後は、道から検査結果に基づいた外出自粛や就業制限を求めないことから、検査結果は各施設の自主的な感染対策のために活用することとし、一般住民の自己検査と同様、医師による判定は求めないこととします。

(6) 実績報告

月1回程度、実施施設に実績報告を依頼する予定であり、報告方法については、別途当課からお知らせします。

2 【重要】実施希望調査

実施を希望される場合は、検査キットの送付先及び対象者数等を期限までに回答してください。

(1) 照会内容

所在地、施設種別、施設名、送付先住所、対象者数、集中的検査用キット残数（令和4年度に集中的検査を実施した施設のみ）、担当者連絡先

(2) 対象施設の回答方法

以下の URL（システム）へアクセスし、期限までに入力してください。

URL <https://www.harp.lg.jp/rYFw0TVP>

(3) 回答期限

令和5年（2023年）5月8日（月）

3 その他留意事項

- ・感染防止のためには、個人による日頃からの体調管理と手指衛生や換気などの感染予防行動が最も重要です。検査を行うことのみで、感染は防止できませんので、留意してください。
- ・症状がある場合には、検査実施の有無に関わらず、職場へ連絡の上、出勤等を控えるとともに、マスク着用等、他者への感染防止策を講じることが重要です。（施設でも家庭内でも同様）
また、連絡を受けた職場では、症状がある者の検査結果（診断）等を待つことなく、速やかに必要な感染防止対策を講じることが重要です。
- ・陰性であった場合も、陰性を証明するものではないことに留意してください（偽陰性が疑われる例や、翌日に陽性になる例があります）。陰性の場合も、引き続き、体調の変化等に注意することが必要です。

【参考：療養期間の目安】

- 発症後5日間経過、かつ、症状軽快から24時間経過までは、外出を控えることを推奨
- 10日間経過までは、マスク着用やハイリスク者との接触を控えることを推奨

4 添付資料

- ・よくあるご質問

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室
地域支援班（検査体制）
電話：011-231-4111（代表）内線：38-940